

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2-1 公共施設等の現状

#### (1) 公共建築物

##### ①施設数・延床面積等

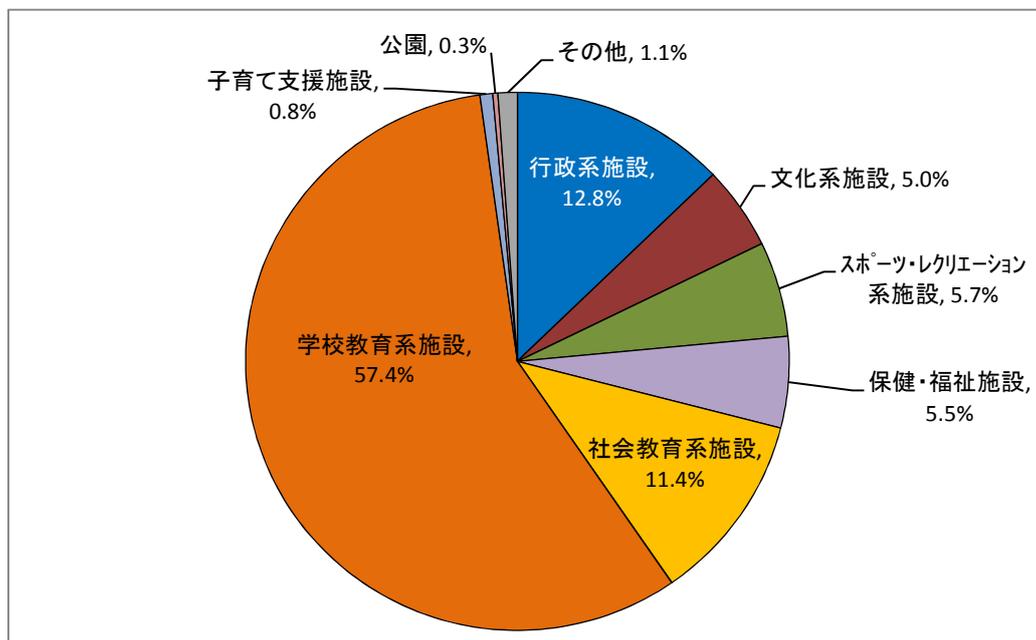
▼本町の公共建築物の施設数は 36 施設、総棟数は 107 棟であり、延床面積の合計は約 61,600 ㎡となっています。

▼延床面積の内訳は、学校教育系施設が約 35,400 ㎡と最も多く全体の 57.4%を占めています。次いで、行政系施設の約 7,900 ㎡(12.8%)、社会教育系施設の約 7,000 ㎡(11.4%)の順となっています。

公共建築物の分類別の施設数・棟数・延床面積

施設類型	施設名	数量		延床面積	
		施設	棟		構成比
行政系施設	庁舎・本庁、庁舎・西駐車場、庁舎・北事務所、コミュニティ消防センター、南部コミュニティ消防センター、県町書庫、門間倉庫、旧消防団車庫（北及）、旧消防団車庫（円城寺）、水防センター	10	11	7,881.15 ㎡	12.8%
文化系施設	総合会館、緑会館、米野会館、松枝みなみ会館	4	6	3,089.73 ㎡	5.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	町民体育館、南体育館、スポーツ交流館	3	3	3,516.70 ㎡	5.7%
保健・福祉施設	福祉健康センター、小規模授産所、福祉会館	3	5	3,384.52 ㎡	5.5%
社会教育系施設	下羽栗会館、中央公民館、松枝公民館、歴史未来館、厚生会館	5	7	7,020.17 ㎡	11.4%
学校教育系施設	笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校、給食センター	5	63	35,384.70 ㎡	57.4%
子育て支援施設	子育て支援センター、児童館	2	2	465.96 ㎡	0.8%
公園	笠松みなと公園管理棟、運動公園使所	2	3	192.25 ㎡	0.3%
その他	杉山邸、火葬場	2	7	702.10 ㎡	1.1%
合計		36	107	61,637.28 ㎡	100.0%

公共建築物の延床面積割合



## ②人口一人当たりの延床面積

▼本町の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は、2.63 m<sup>2</sup>/人となっています。

▼岐阜圏域の中では、本巣市が5.31 m<sup>2</sup>/人、山県市が5.93 m<sup>2</sup>/人と高い延床面積を有していますが、それ以外の市町は概ね2~3 m<sup>2</sup>/人の間に分布しており、近隣自治体も本町と比較して、ほぼ似通った面積傾向にあります。

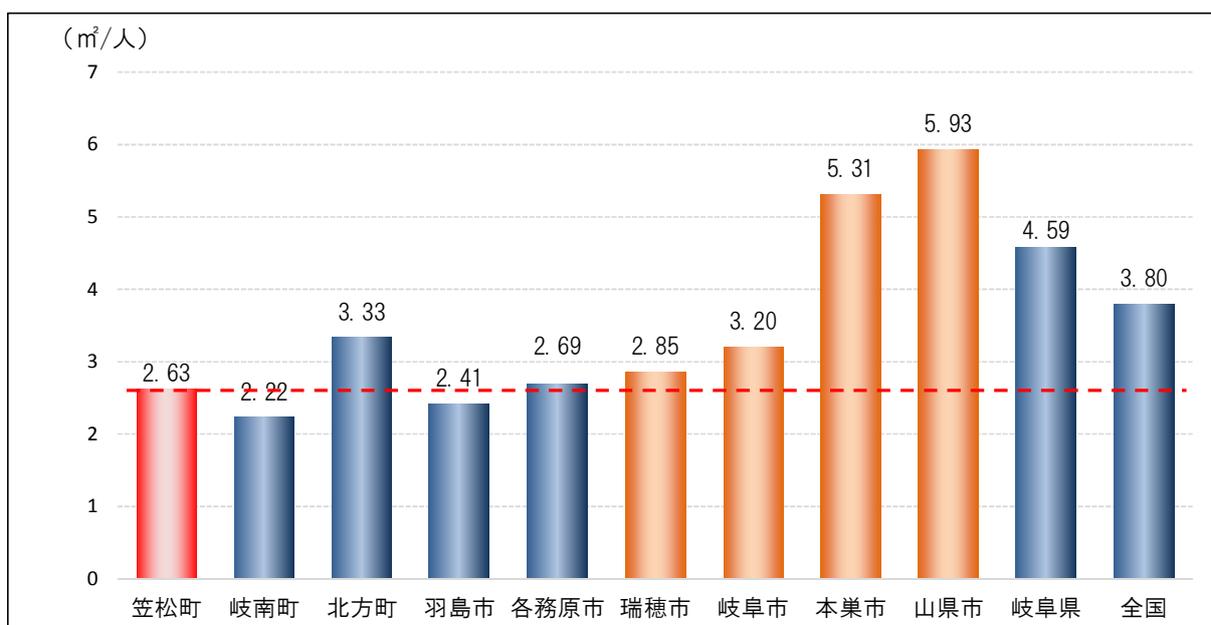
人口一人当たりの延床面積

	建物系施設の 総延床面積 (m <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口一人当たり 延床面積 (m <sup>2</sup> /人)
笠松町	59,721	22,750	2.63
岐南町	54,765	24,622	2.22
北方町	60,517	18,169	3.33
羽島市	162,612	67,337	2.41
各務原市	389,750	144,690	2.69
瑞穂市	155,129	54,354	2.85
岐阜市	1,299,793	406,735	3.20
本巣市	180,424	33,995	5.31
山県市	160,901	27,114	5.93
岐阜県	9,320,466	2,031,903	4.59
全国	482,846,751	127,094,745	3.80

※人口：平成27年国勢調査より

※建物系施設の総延床面積：総務省 地方財政状況調査関係資料 公共施設状況調経年比較表  
市町村経年比較表（平成18年度～26年度）より

人口一人当たりの延床面積



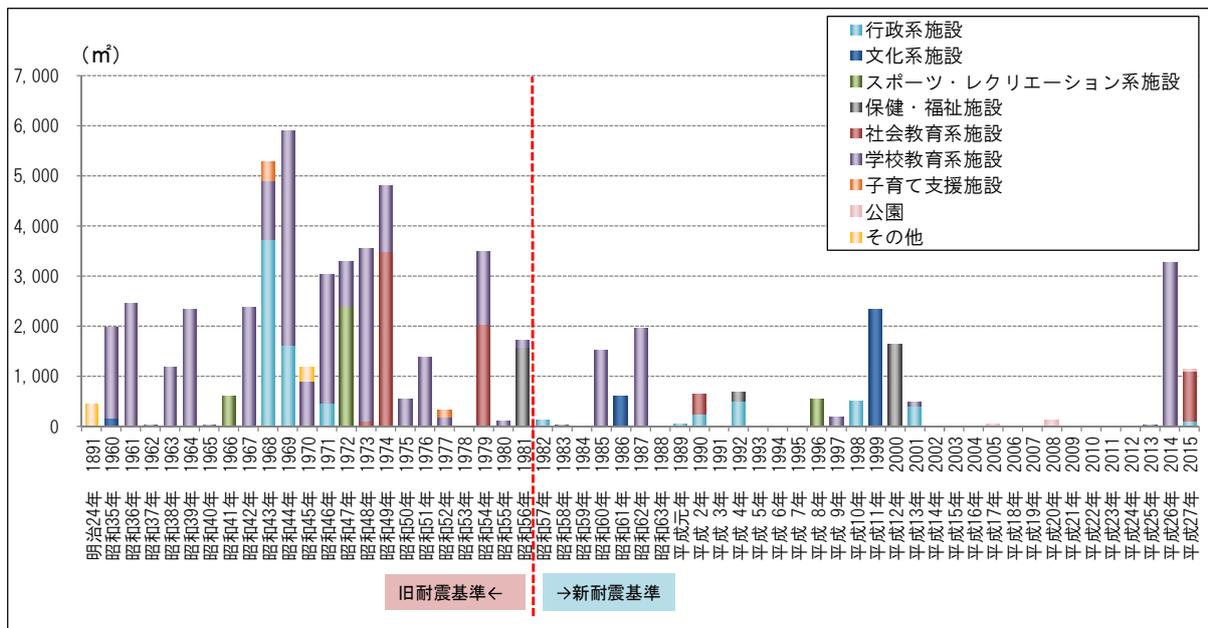
※橙色のグラフは合併自治体を示す

### ③建築年別の状況

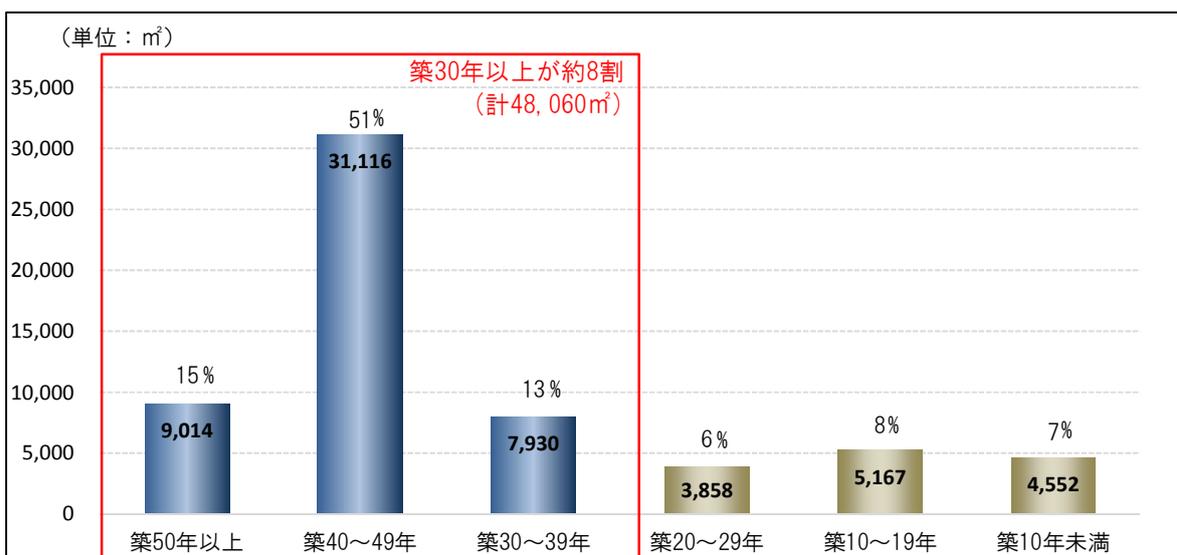
▼建築年別にみると、昭和40年代に多くの公共建築物が整備されています。

▼一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる築30年以上経過した建築物の延床面積は48,060㎡と全体61,637.28㎡のうち約8割を占めており、老朽化が進行しています。

公共建築物の建築年別延床面積



公共建築物の建築年数別延床面積



#### 旧耐震基準と新耐震基準

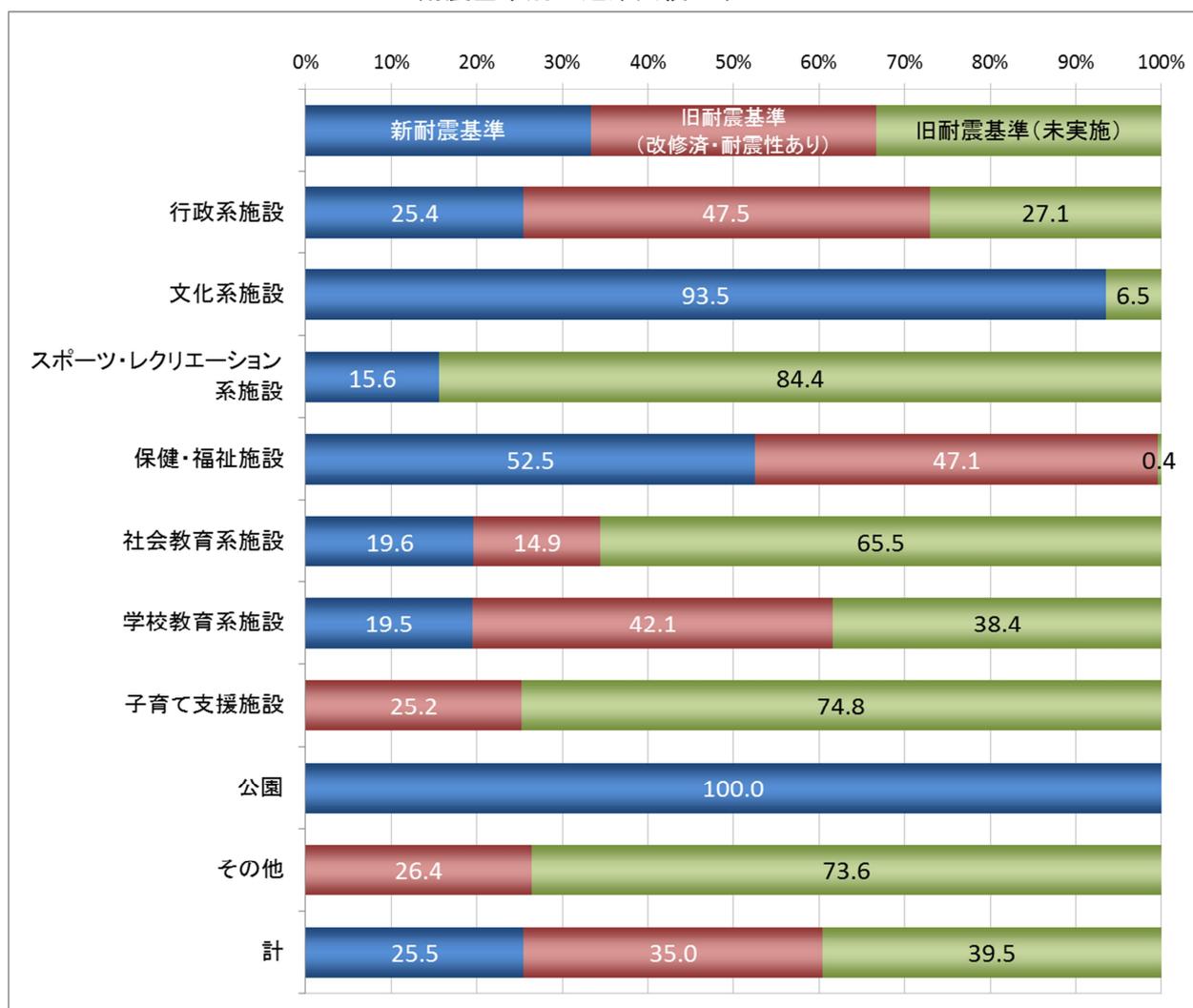
耐震基準は、建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、旧耐震基準は昭和56年(1981)5月31日までの建築確認において適用されていた基準をいう。これに対して、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。

旧耐震基準は、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。新耐震基準は、震度6強程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

#### ④耐震化の状況

- ▼新耐震基準で建設された公共建築物（延床面積）は、全体の25.5%、旧耐震基準で建設された公共建築物（延床面積）は、全体の74.5%あります。
- ▼旧耐震基準で建設された公共建築物（延床面積）に対しては、未だ耐震化が未実施の公共建築物（延床面積）が39.5%あり、今後継続して利用していくものについては適宜耐震化が必要です。
- ▼学校教育系施設については、教室や体育館等の耐震化を優先的に実施していますが、その他の部分（38.4%）は耐震化が未実施となっています。

耐震基準別の延床面積比率



※耐震基準が不明となっている建物については、旧耐震基準(未実施)として集計しています。

## (2) インフラ施設

### ①施設数等

▼インフラ施設は、道路、橋梁、上水道施設（管路）および（水源地）、下水道施設（管路）、屋外スポーツ施設です。

▼道路については、一般道路の延長が約 159km で面積が約 844,000 m<sup>2</sup>、自転車歩行者道の延長が約 13km で面積が約 34,000 m<sup>2</sup>となっています。

▼橋梁は 93 本あり、延長が約 440m、総面積が約 2,300 m<sup>2</sup>となっています。

▼上水道施設（管路）は、管路の延長が約 158km となっています。

▼上水道施設（水源地）は、第一・第三・第四水源地があります。

▼下水道施設（管路）は、管路の延長が約 120km となっています。

▼屋外スポーツ施設は、8箇所あり、総敷地面積は約 146,000 m<sup>2</sup>となっています。

### インフラ施設の総量(平成 27 年 3 月 31 日現在)

種別		施設数等	
道路	一般道路	延長	158,856m
		面積	844,035m <sup>2</sup>
	自転車歩行者道	延長	13,003m
		面積	34,078m <sup>2</sup>
橋梁	本数	93本	
	延長	438m	
	面積	2,326m <sup>2</sup>	
上水道施設	(管路)	延長	157,781m
	(水源地)	箇所	3箇所
下水道施設	(管路)	延長	120,310m
屋外スポーツ施設	箇所	8箇所	
	敷地面積	145,788m <sup>2</sup>	

## ②建設年別の状況

▼インフラ施設のうち、橋梁、上水道施設（管路）、下水道施設（管路）の年度別の整備状況は以下の通りです。

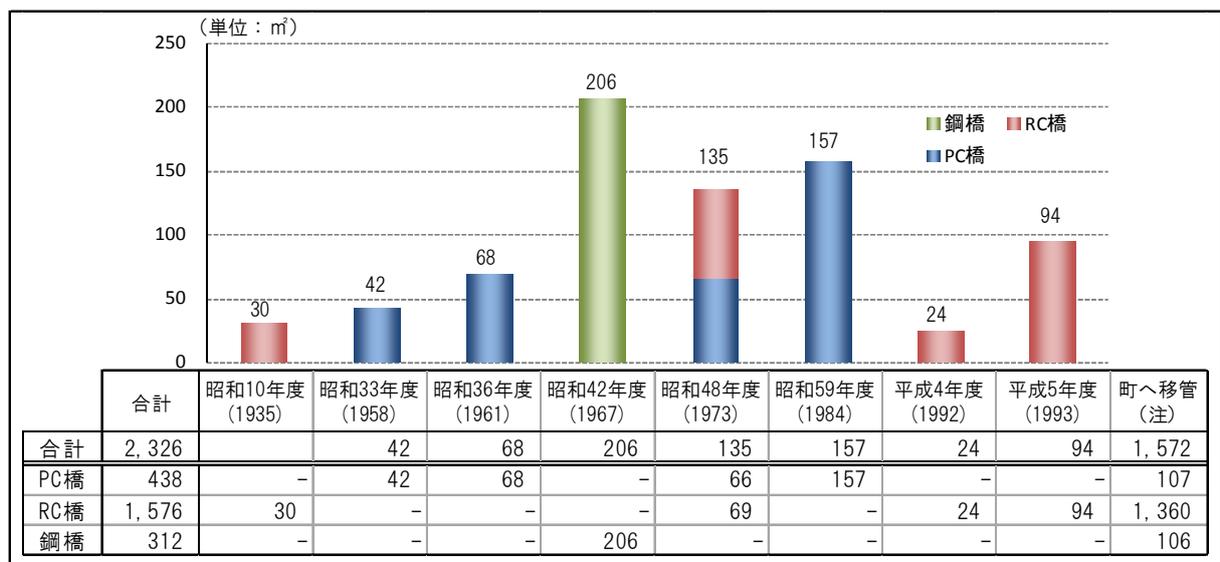
▼一般的な耐用年数は40～60年とされています。これらの耐用年数を迎えた施設から老朽化の状況に応じて順次改修等が必要となります。

### 橋梁

▼橋梁について建設年度別にみると、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である60年を超えた橋梁として、昭和10年（1935）に建設された橋梁が30㎡あります。また、昭和40年代に建設された橋梁が、建設年度が確認されている橋梁のうち、面積比で半分以上を占めており、今後橋梁の更新が集中すると予想されます。

▼土地改良により町へ移管された橋梁が1,572㎡あり、全体の7割近くを占めています。

橋梁の年度別構造区分別面積（平成27年3月31日現在）

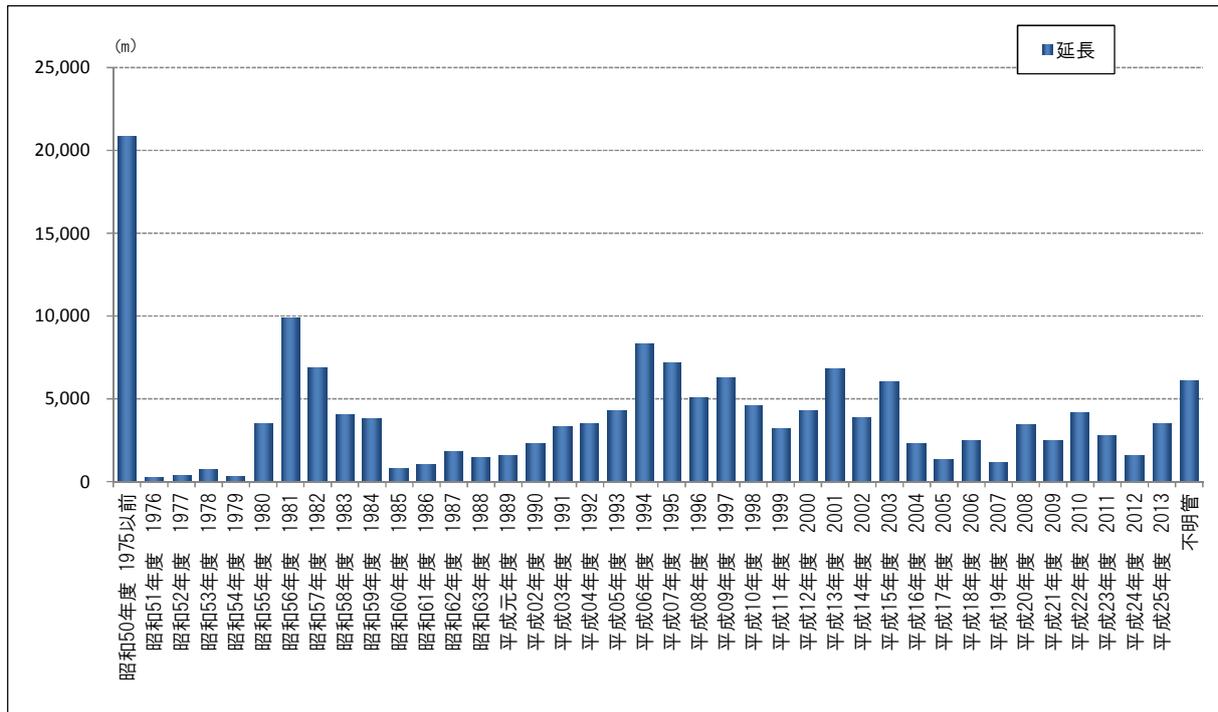


(注) 土地改良により町へ移管された橋梁

## 上水道施設（管路）

- ▼本町の上水道施設（管路）について敷設年度別にみると、地方公営企業法施行規則で定められた管路の法定耐用年数である 40 年を経過した管路（昭和 50 年度（1975）以前）が 20,824m（全体の 13.2%）あります。
- ▼敷設年度不明の管路が 6,078mあり、全体の 3.9%を占めています。
- ▼昭和 50 年度（1975）以前のもの、敷設年度不明のものを除くと、8割以上が法定耐用年数 40 年未満の管路であり、比較的新しい管路が多くを占めています。

上水道施設(管路)の年度別整備延長(平成 27 年 3 月 31 日現在)



上水道の年度別整備延長

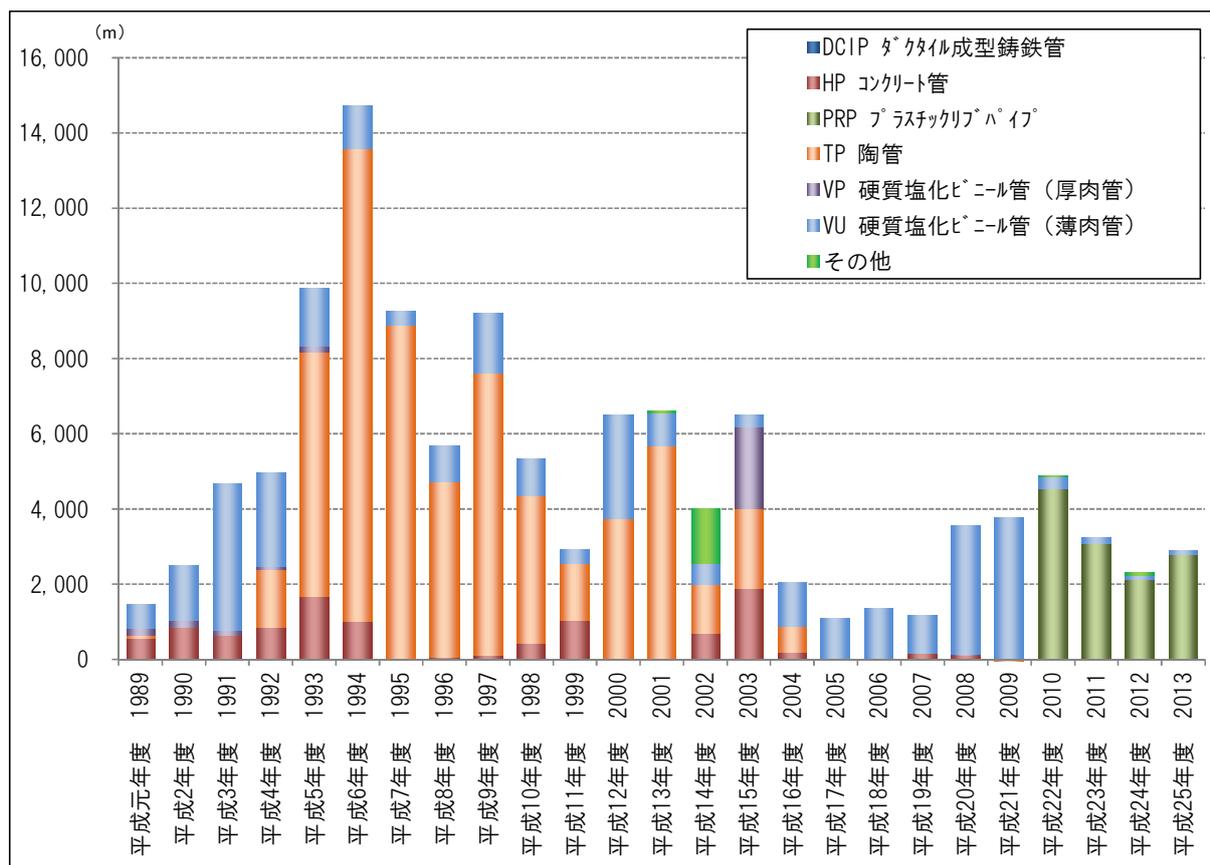
敷設年度	延長 (m)	比率 (%)	敷設年度	延長 (m)	比率 (%)
昭和50年度 (1975) 以前	20,824	13.2%	平成07年度 (1995)	7,173	
昭和51年度 (1976)	266		平成08年度 (1996)	5,080	
昭和52年度 (1977)	392		平成09年度 (1997)	6,279	
昭和53年度 (1978)	748		平成10年度 (1998)	4,563	
昭和54年度 (1979)	280		平成11年度 (1999)	3,212	
昭和55年度 (1980)	3,551		平成12年度 (2000)	4,283	
昭和56年度 (1981)	9,884		平成13年度 (2001)	6,821	
昭和57年度 (1982)	6,858		平成14年度 (2002)	3,870	
昭和58年度 (1983)	4,037		平成15年度 (2003)	6,031	
昭和59年度 (1984)	3,824		平成16年度 (2004)	2,290	
昭和60年度 (1985)	820		平成17年度 (2005)	1,324	
昭和61年度 (1986)	1,018		平成18年度 (2006)	2,494	
昭和62年度 (1987)	1,849		平成19年度 (2007)	1,129	
昭和63年度 (1988)	1,458		平成20年度 (2008)	3,433	
平成元年度 (1989)	1,605		平成21年度 (2009)	2,489	
平成02年度 (1990)	2,295		平成22年度 (2010)	4,200	
平成03年度 (1991)	3,293		平成23年度 (2011)	2,798	
平成04年度 (1992)	3,487		平成24年度 (2012)	1,581	
平成05年度 (1993)	4,316		平成25年度 (2013)	3,543	46.0%
平成06年度 (1994)	8,309	36.9%	不明管	6,078	3.9%
			合計	157,781	100.0%

## 下水道施設（管路）

▼本町の下水道施設（管路）は、平成元年度（1989）から公共下水道本工事が始まり、現在も整備が進められています。

▼法定耐用年数は、鉄筋コンクリート構造で50年とされており、それに基づくと、平成51年度（2039）頃から順次更新が必要となってきます。

下水道施設(管路)の年度別整備延長(平成27年3月31日現在)



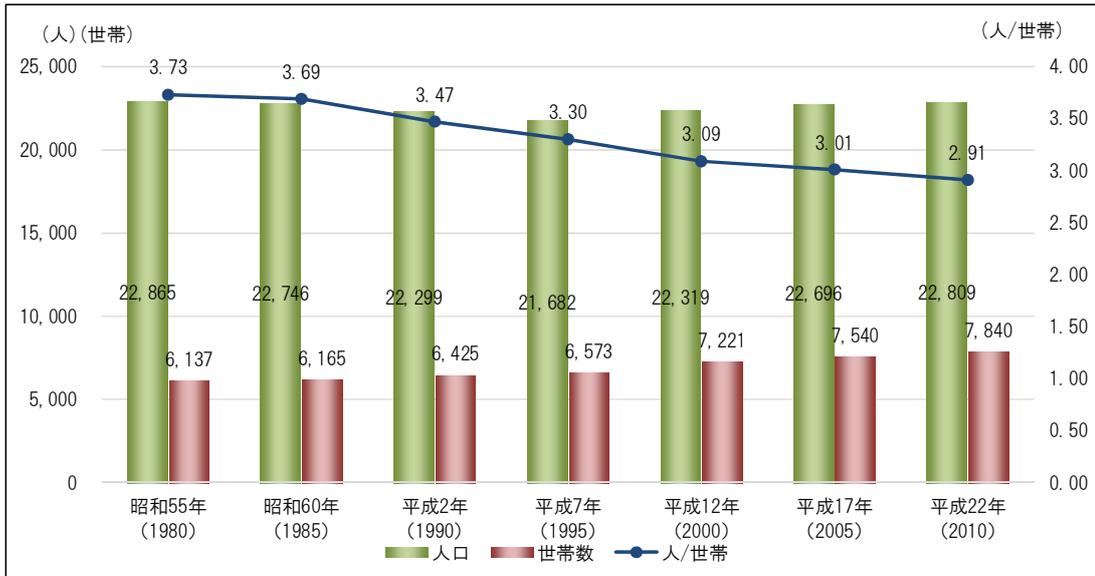
## 2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

### (1) 総人口の推移

▼本町の人口は、平成7年（1995）からは増加傾向にあり、平成22年（2010）の国勢調査人口は、22,809人となっています。世帯数も増加傾向にあり、平成22年（2010）では7,840世帯となっています。

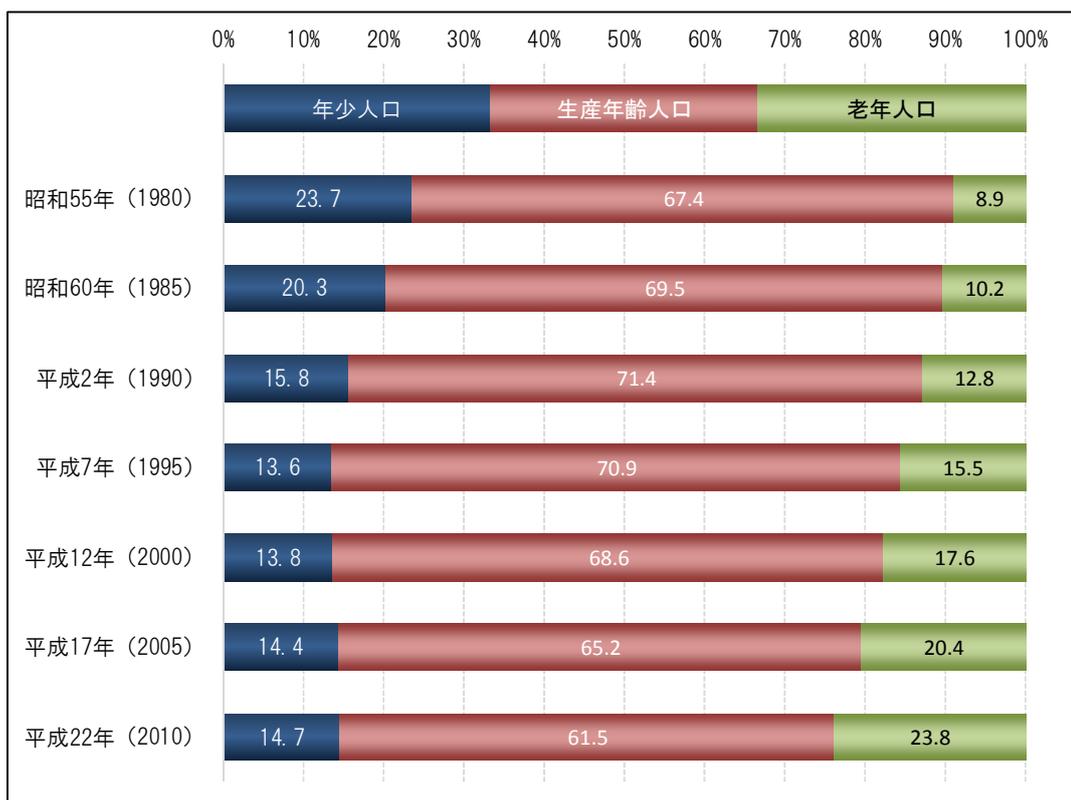
▼年齢3区分人口の推移をみると、少子高齢化が進展しており、平成22年（2010）では高齢者の割合が23.8%まで増加しており、本町は高齢化率が21%以上の超高齢社会となっています。（世界保健機構や国連の定義によると65歳以上人口の割合が21%超で「超高齢社会」とされています）

総人口・世帯数の推移 (各年10月1日現在)



出典：総務省統計局「国勢調査」

年齢3区分人口比率の推移 (各年10月1日現在)

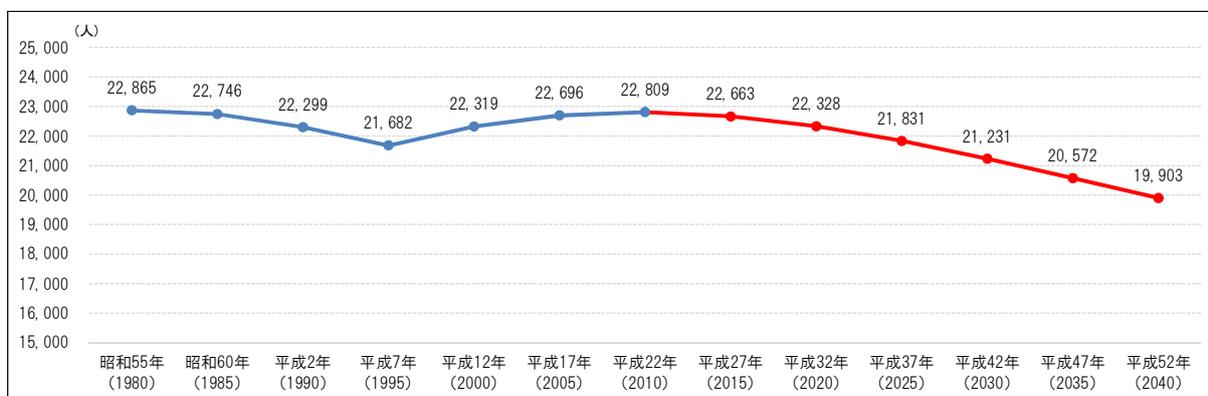


出典：総務省統計局「国勢調査」

## (2) 総人口の推移と見通し

▼本町の平成 52 年(2040)の人口は 19,903 人、高齢化率は 32.6%(平成 22 年(2010)で 23.8%)になると予測されており、町民に必要な公共施設等の質と量が変化していくことが考えられます。

総人口の推移と見通し



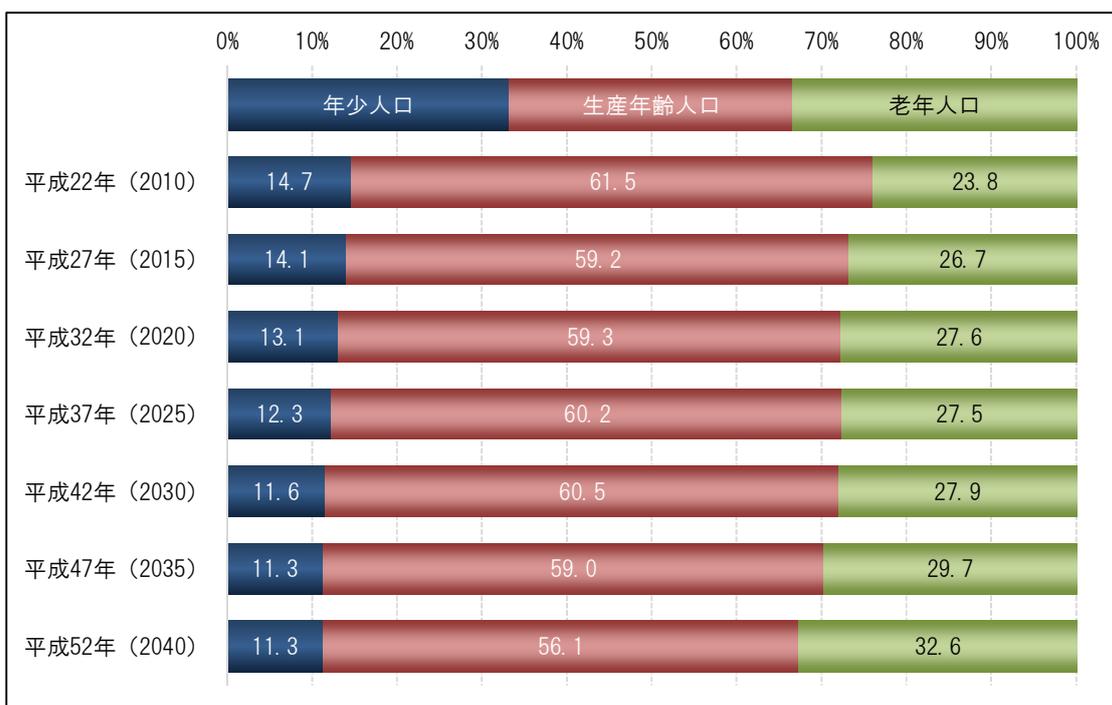
出典：(1980～2010)総務省統計局「国勢調査」、(2015～2040)国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計

## 平成 27 年以降の将来人口の見通し

	平成22年(2010)	平成27年(2015)	平成32年(2020)	平成37年(2025)	平成42年(2030)	平成47年(2035)	平成52年(2040)
総人口(人)	22,809	22,663	22,328	21,831	21,231	20,572	19,903
増減数	-	▲146	▲335	▲497	▲600	▲659	▲669
増減率	-	▲0.6%	▲1.5%	▲2.3%	▲2.8%	▲3.2%	▲3.4%

出典：(2010)総務省統計局「国勢調査」、(2015～2040)社人研の推計

## 年齢3区分人口比率の推移と見通し



出典：(2010)総務省統計局「国勢調査」、(2015～2040)社人研の推計

## 2-3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の見込みやこれらの経費に 充当可能な財源の見込み

### (1) 歳入及び歳出の推移と財源の見込み

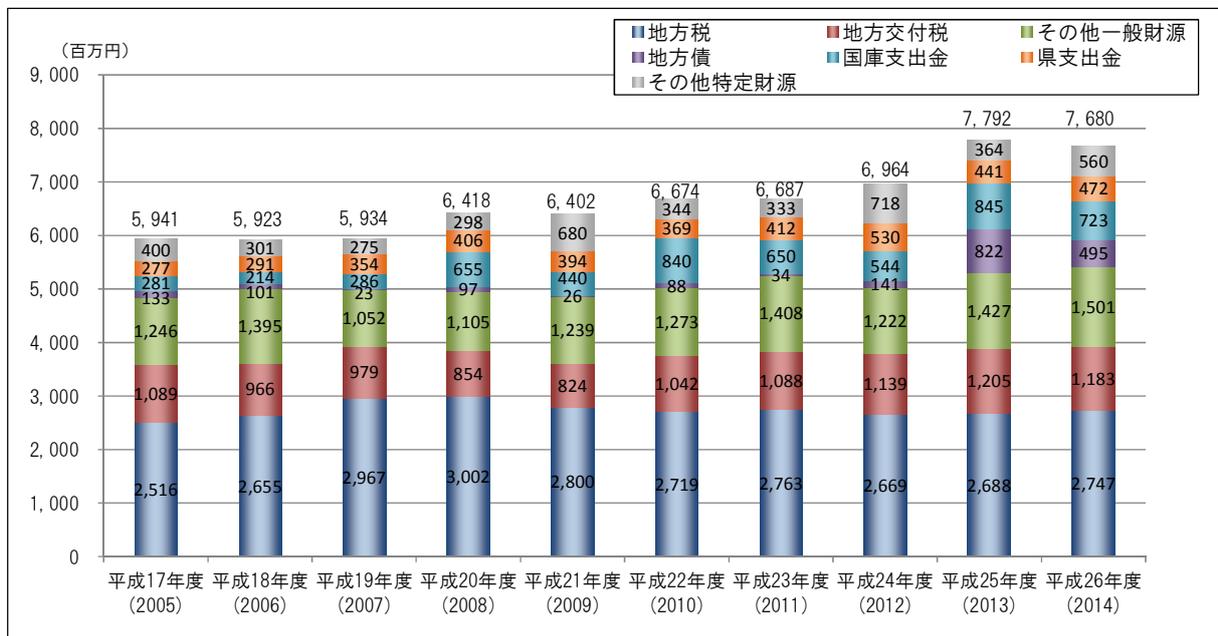
#### ①歳入

▼本町の平成26年度(2014)の歳入は、約77億円であり、平成17年度(2005)からの推移をみると概ね60~80億円の間に推移しています。

▼地方税は、概ね25~30億円の間に推移しています。平成26年度(2014)では約27億円と全体の35.8%を占めています。

▼地方交付税及び国庫支出金といった、国から地方公共団体への財源については、平成26年度(2014)では全体の24.8%を占めています。

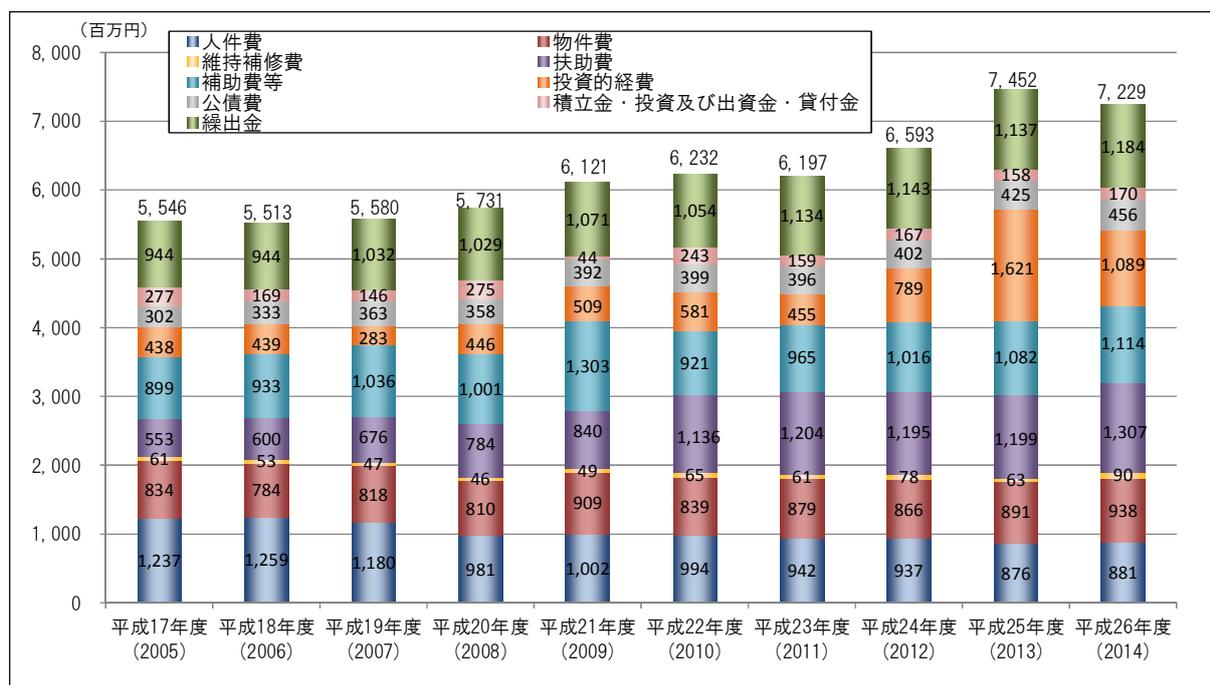
#### 歳入の推移



## ②歳出

- ▼本町の平成 26 年度（2014）の歳出は、約 72 億円であり、平成 17 年度（2005）からの推移をみると概ね 50～70 億円の間で推移しています。
- ▼公共施設等の整備に係る投資的経費は、平成 23 年度（2011）までは概ね 4～5 億円で推移していましたが、平成 24 年度（2012）以降は大きく増加しています。
- ▼義務的経費のうち扶助費は、高齢化社会の進展に伴い増加傾向にあり、今後も増加するものと予想されます。

歳出の推移



## ③財源の見込み

- ▼人口推計では今後も生産年齢人口が減少することとなるため、長期的には平成 26 年度（2014）に比べて地方税収入が減少する可能性が高いといえます。
- ▼地方税収入の減少に加え、老朽化が進む公共施設等の維持・修繕及び更新費用（投資的経費・維持補修費）の増加、扶助費の増加により町の財政状況は厳しさを増すことが予想されます。

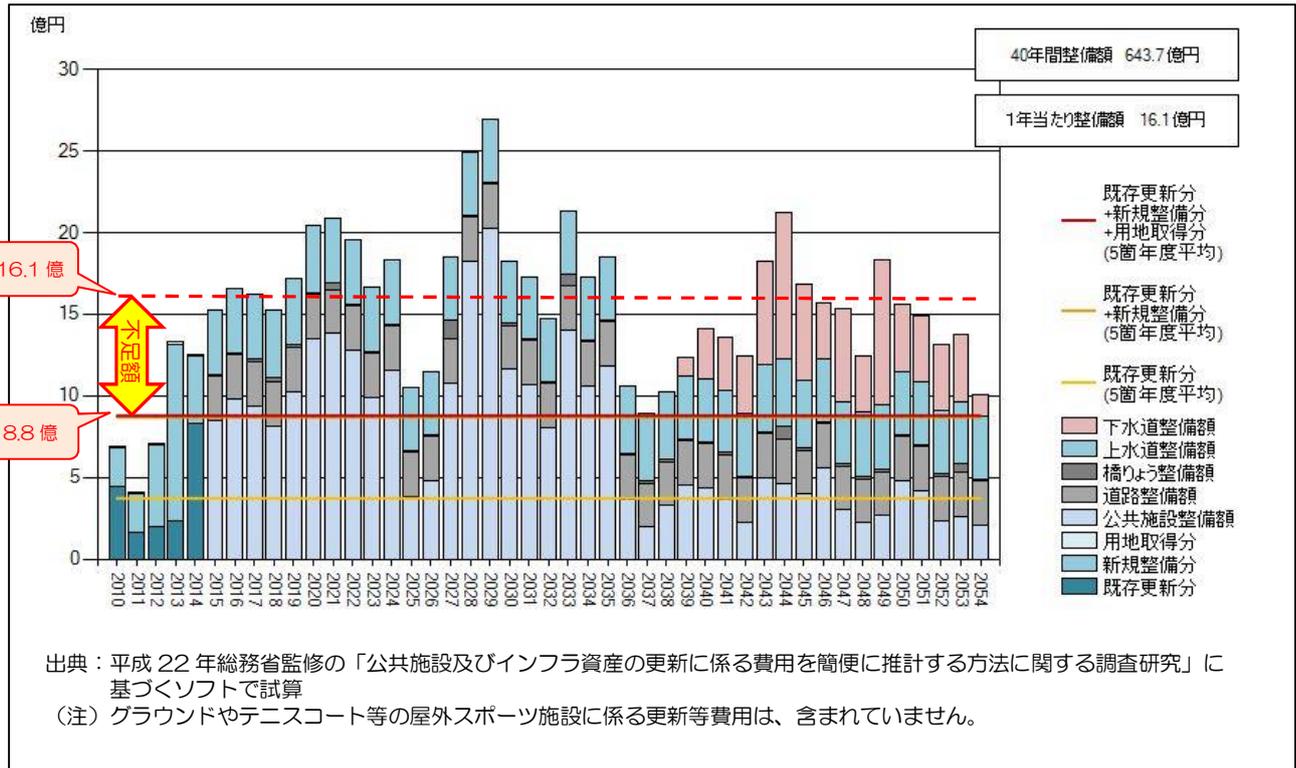
(2) 公共施設等の更新等費用の推計

①公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）の更新等費用の推計

▼公共建築物及びインフラ施設を、今後 40 年間維持管理・運営していくために必要な更新費用は、643.7 億円であり、年平均額で 16.1 億円が必要となります。

▼直近 5 年間の公共施設等への投資的経費の年平均額約 8.8 億円と比較すると、1 年あたりで、約 7.3 億円の費用が不足することになります。

公共建築物及びインフラ施設の更新等費用の推計

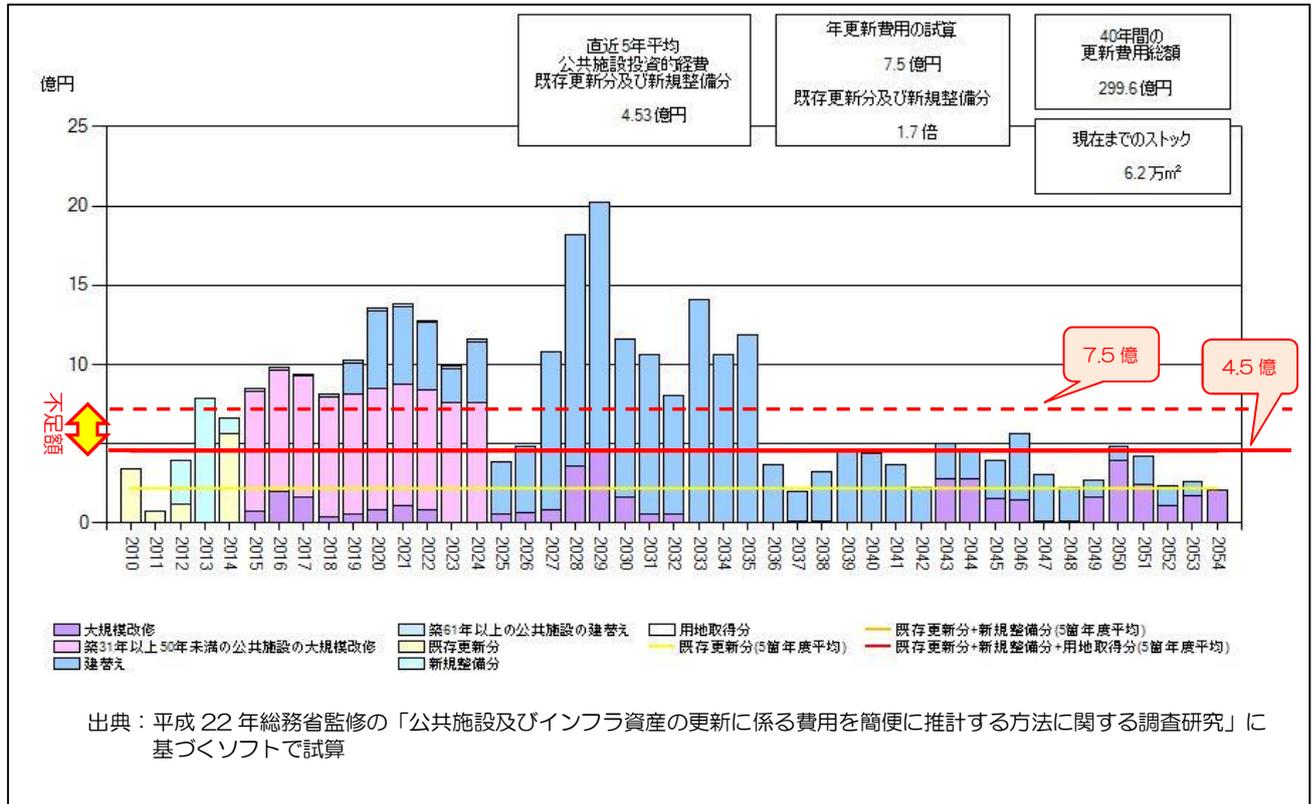


## ②公共建築物の更新等費用の推計

▼公共建築物を、今後 40 年間維持管理・運営していくために必要な更新費用は、約 300 億円であり、年平均額で 7.5 億円が必要となります。

▼直近5年間の公共建築物への投資的経費の年平均額約 4.5 億円と比較すると、1 年あたりで、約 3 億円の費用が不足することになります。

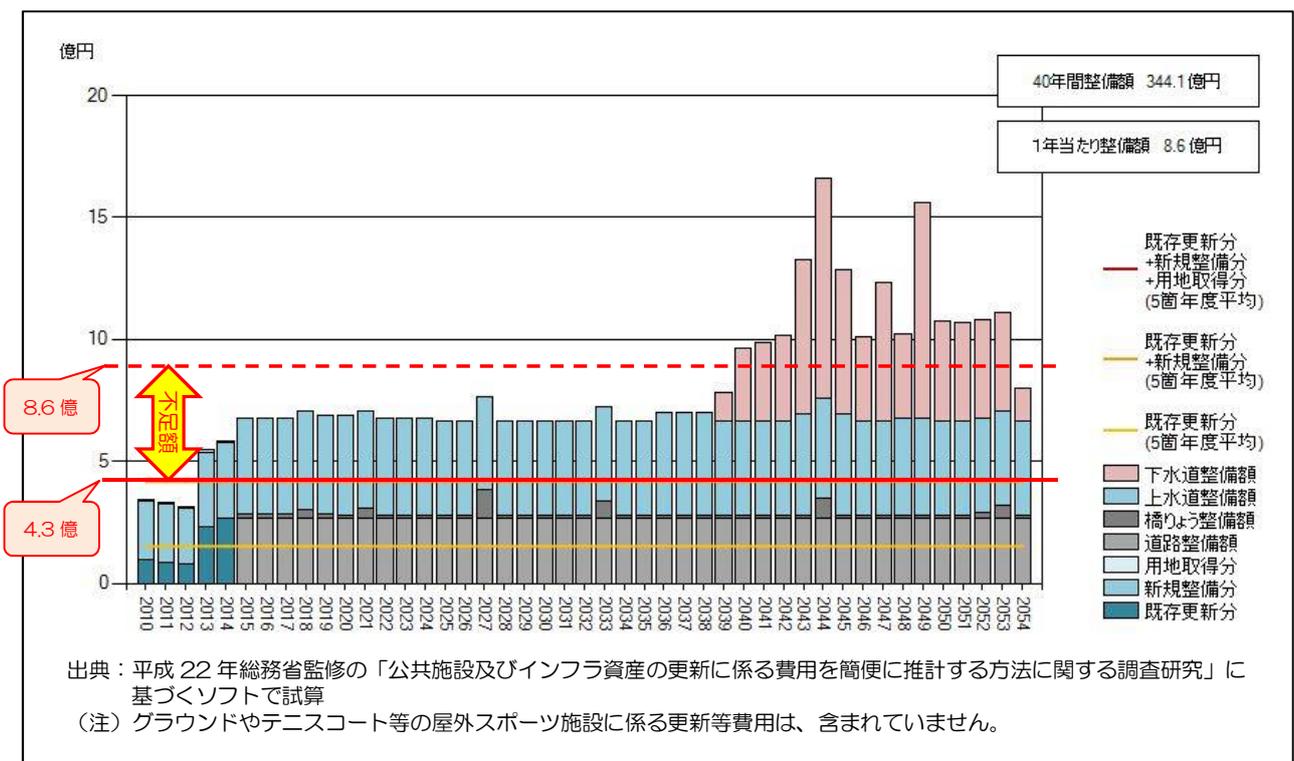
公共建築物の更新等費用の推計



### ③インフラ施設の更新等費用の推計

- ▼下水道に関しては比較的新しい管が多く、平成 51 年度（2039）から更新等費用が発生します。
- ▼インフラ施設を、今後 40 年間維持管理・運営していくために必要な更新費用は、約 344.1 億円であり、年平均額で 8.6 億円が必要となります。
- ▼直近 5 年間のインフラ施設への投資的経費の年平均額約 4.3 億円と比較すると、1 年あたりで、約 4.3 億円の費用が不足することになります。

インフラ施設の更新等費用の推計



## 2-4 町民アンケート調査

### (1) 調査の目的

▼今回の町民アンケート調査は、町民の公共建築物に関する現状やニーズを把握・集約し、公共建築物のあり方や方向性を検討するための基礎資料の作成を目的としました。

### (2) 実施内容

▼調査は、以下の要領で実施しました。

- ・調査対象：無作為に抽出した16歳以上の町民
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成28年6月20日～7月8日

### (3) 調査項目

▼調査は、以下の質問で構成されています。

- ・問1：回答者属性（性別、年齢区分、住まいの地域、職業、居住年数、家族構成）
- ・問2：公共建築物の利用頻度、利用していない理由
- ・問3：町外の公共建築物の利用頻度
- ・問4：取組の方向性
- ・問5：今後のあり方に対する方策
- ・問6：公共建築物の満足度、優先的に維持すべき機能
- ・問7：見直すべき公共建築物の基準
- ・問8：再編してもよい公共建築物
- ・問9：充実すべき公共建築物
- ・問10：自由意見

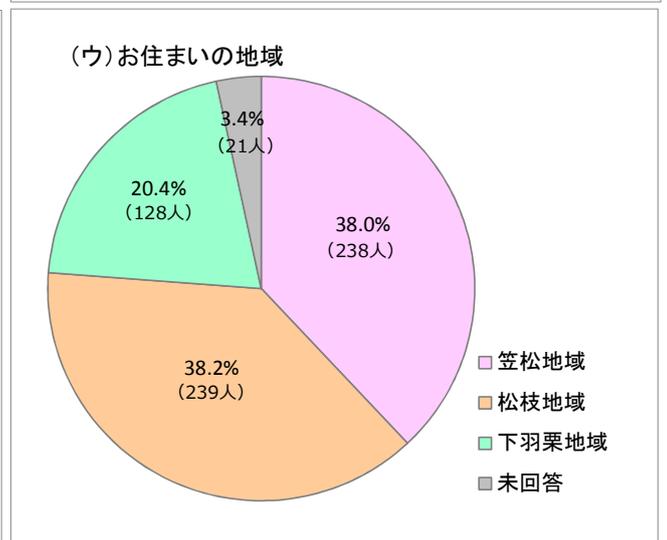
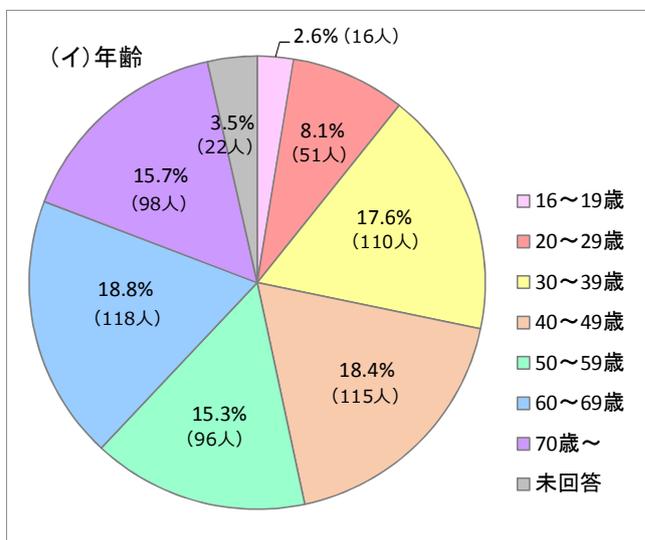
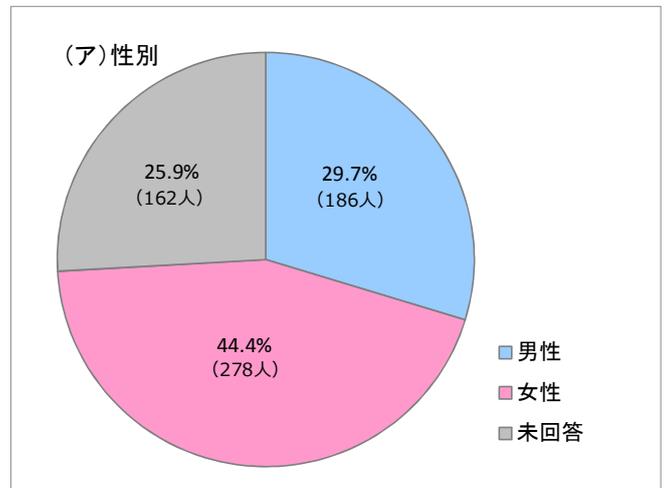
※詳細は「巻末資料 町民アンケート調査票」を参照。

### (4) 配布・回収状況

▼調査票の配布・回収状況は、以下の通りです。

- ・配布数：2,000票
- ・回収数：626票
- ・回収率：31.3%

アンケート回答者の内訳



(5) 調査結果

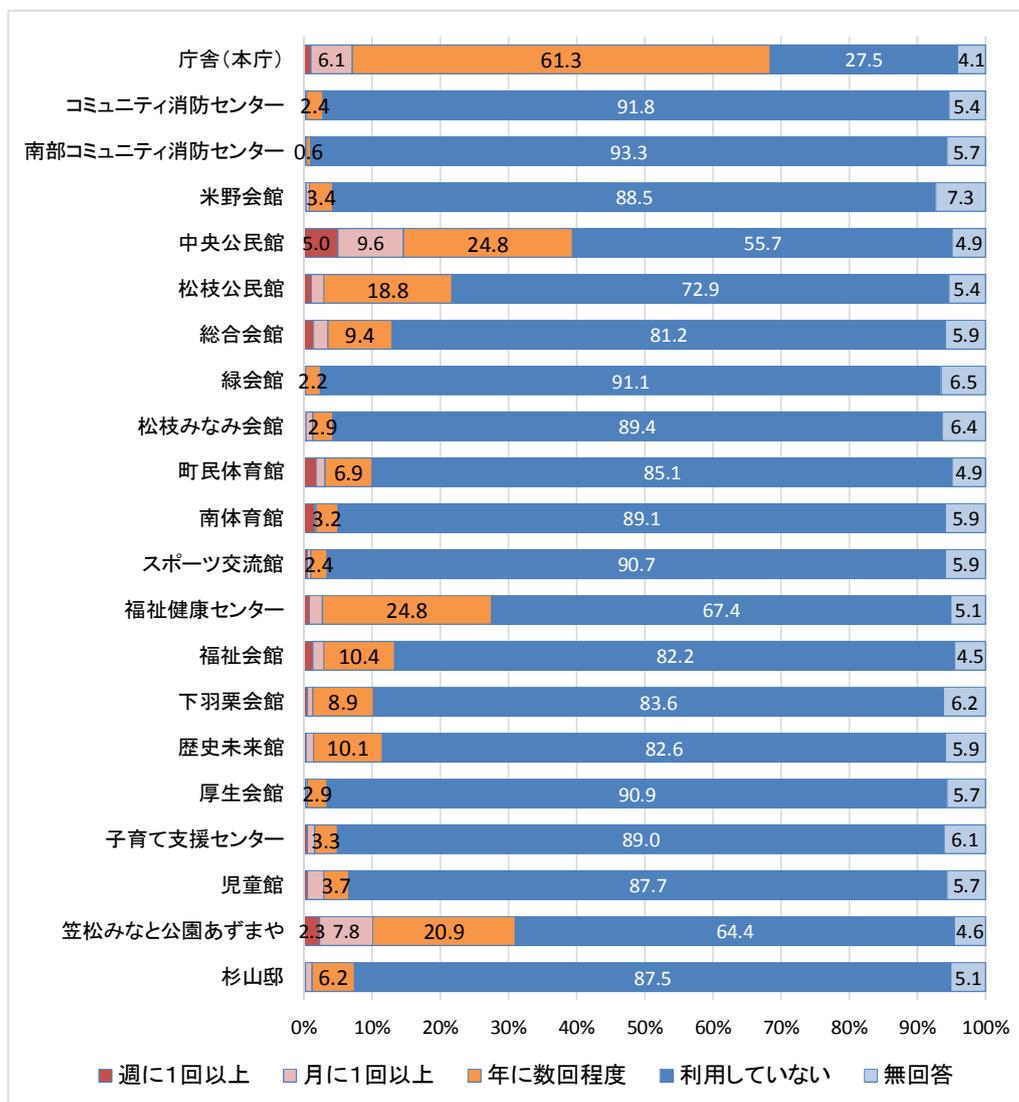
①公共建築物の利用状況

▼公共建築物の過去 1 年間の利用状況をみると、「週に 1 回以上」については「中央公民館」の 5.0%が最も高く、次いで「笠松みなと公園あずまや」が 2.3%となっており、全体的に少ない傾向となっています。また、「月に 1 回以上」についても、「中央公民館」の 9.6%が最も高く、続く「笠松みなと公園あずまや」が 7.8%であり、全体的に「週に 1 回以上」及び「月に 1 回以上」については、非常に少ない比率となっています。

▼「年に数回程度」をみると、「庁舎（本庁）」が 61.3%と突出して高く、以下、「中央公民館」と「福祉健康センター」がともに 24.8%、「笠松みなと公園あずまや」が 20.9%となっています。

▼全体的に、「利用していない」が 8 割以上を占める公共建築物が多く、「コミュニティ消防センター」、「南部コミュニティ消防センター」、「緑会館」、「スポーツ交流館」、「厚生会館」では、9 割以上を占めています。

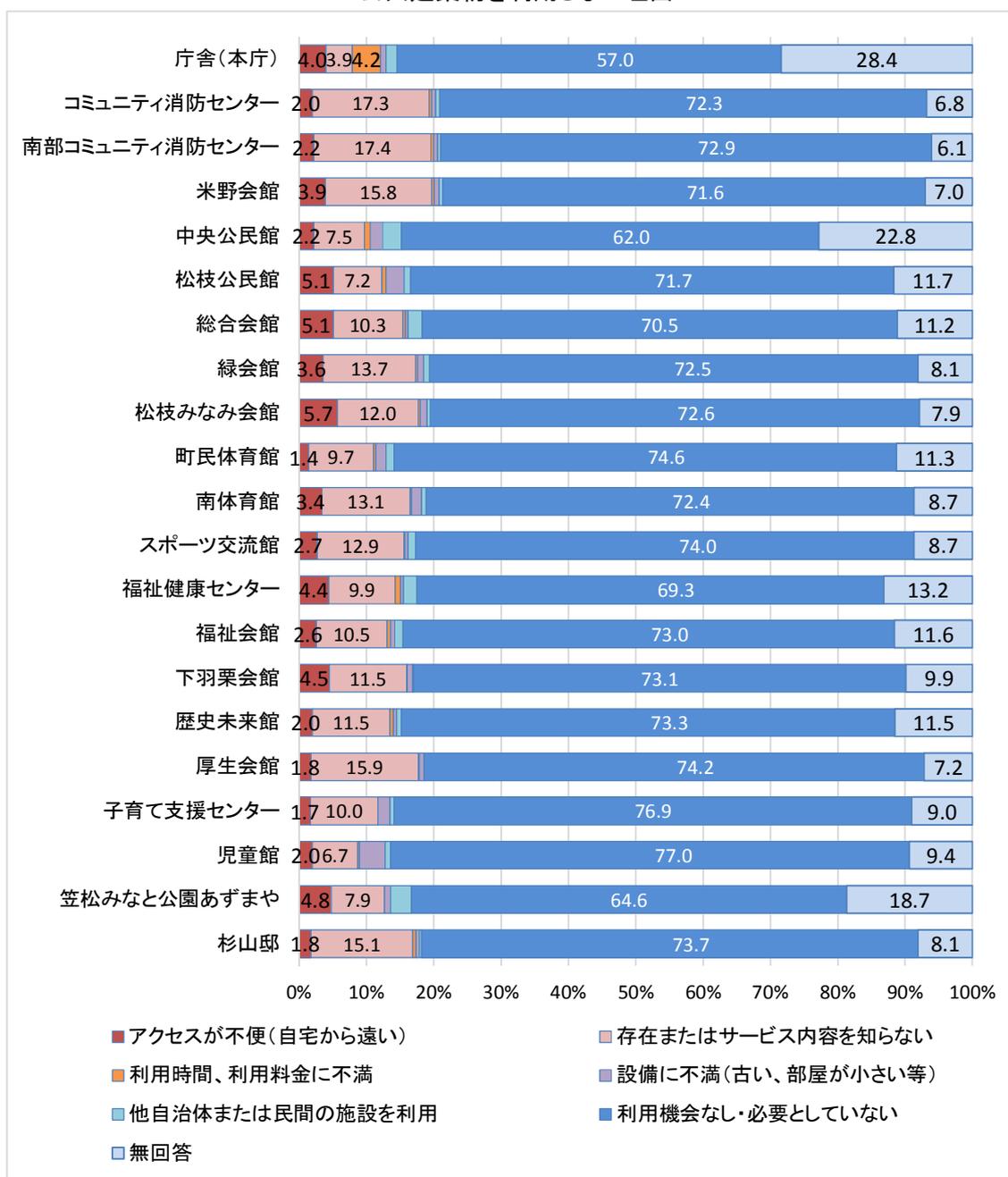
公共建築物の利用状況



小数点以下の端数処理により、比率の合計が 100%にならない場合があります。

- ▼公共建築物を利用していない理由としては、「利用機会なし・必要としていない」が7割以上を占める公共建築物が多くなっています。
- ▼続いて、「存在またはサービス内容を知らない」が1割～2割程度を占める公共建築物が多く、町民の利用ニーズに十分に答えていない公共建築物や、施設の内容を十分に知られていない公共建築物が多いことがうかがえます。
- ▼「アクセスが不便（自宅から遠い）」や「利用時間、利用料金に不満」等については非常に少ない状況となっています。

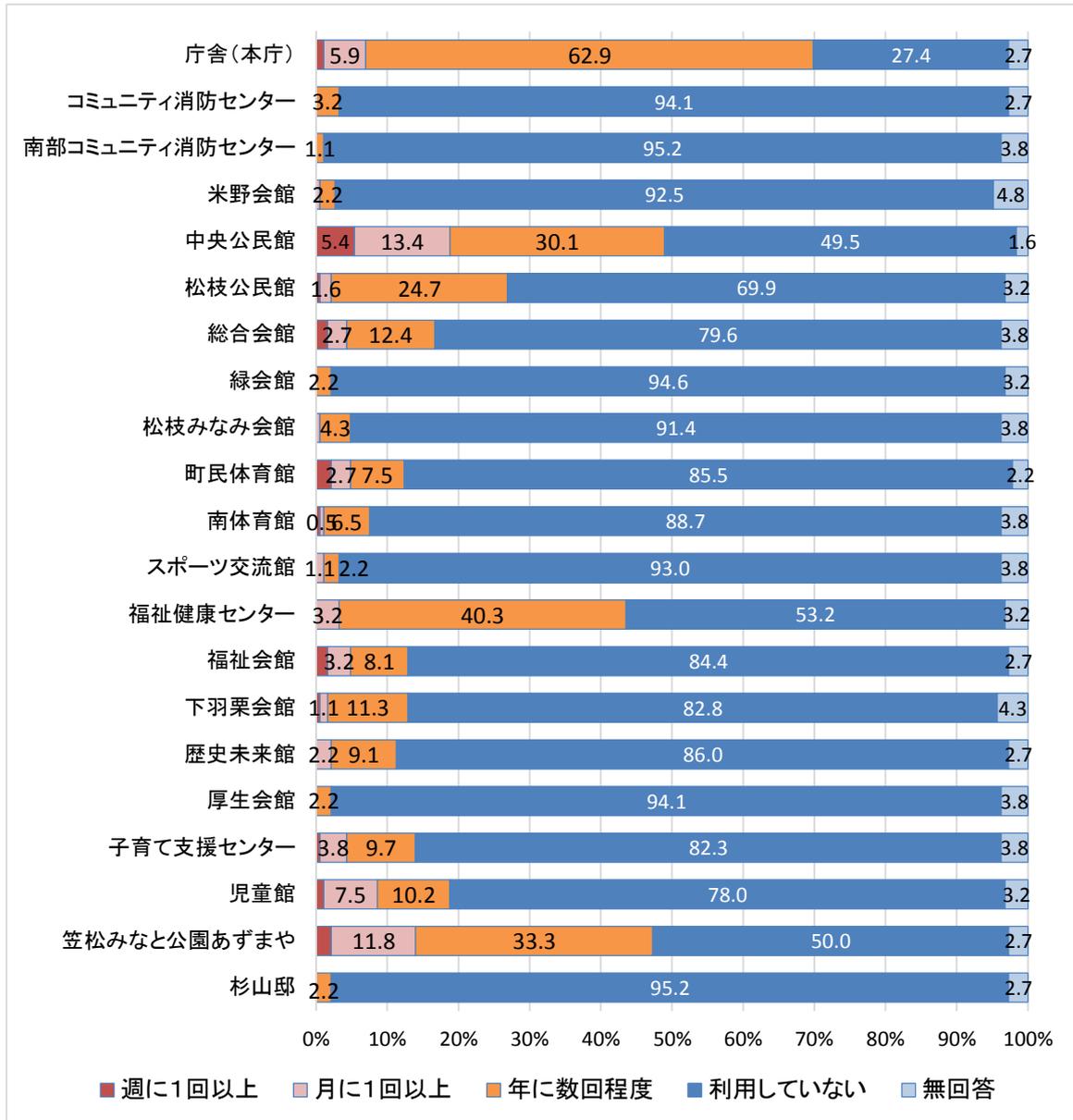
公共建築物を利用しない理由



小数点以下の端数処理により、比率の合計が100%にならない場合があります。

▼15歳以下の家族がいる世帯の利用状況をみると、全体傾向とほぼ似たような傾向となっていますが、「福祉健康センター」や「笠松みなと公園あずまや」の「年に数回程度」（それぞれ40.3%と33.3%）が全体傾向（それぞれ24.8%と20.9%）と比較し、多くなっています。

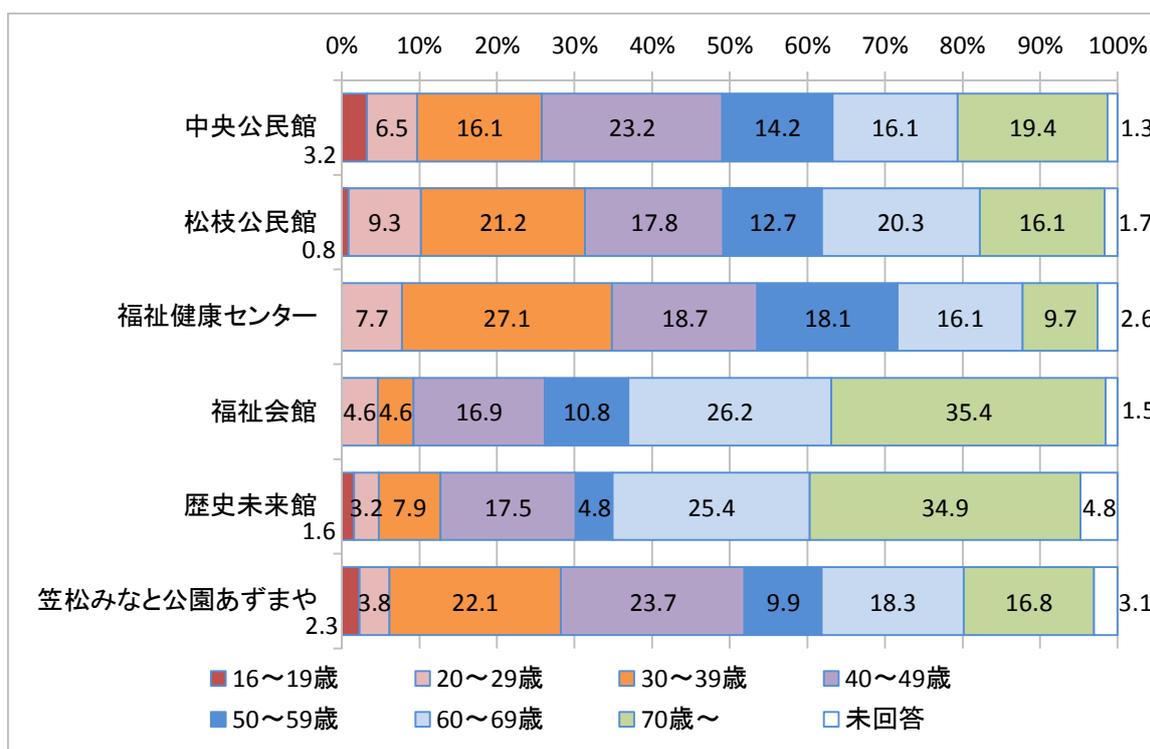
公共建築物の利用状況(15歳以下の家族がいる世帯)



小数点以下の端数処理により、比率の合計が100%にならない場合があります。

- ▼「年に数回程度」を占める割合が10%以上となる公共建築物の利用者の年齢構成をみると、「福祉会館」や「歴史未来館」において、16～39歳までの若年層の割合が低くなっています。
- ▼それ以外の公共建築物は、概ね各年齢層が分散した状況となっていますが、若干、30歳代、40歳代の利用が多くなっています。

「年に数回程度」の占める割合が10%以上の公共建築物の利用者の年齢構成



小数点以下の端数処理により、比率の合計が100%にならない場合があります。

- ▼笠松町以外でよく利用する公共建築物は、上位5施設中4施設が図書館となっています。
- ▼利用回数をみると、「月に1回以上」とする回答者が目立ちます。

笠松町以外によく利用する公共建築物(上位5施設)

公共建築物の名称	自治体名	回答数	週に1回以上	月に1回以上	年に数回程度
岐阜県図書館	岐阜県	39	2	20	17
ぎふメディアコスモス(※)	岐阜市	17	3	11	3
羽島市立図書館	羽島市	10	0	9	1
岐南町図書館	岐南町	10	0	5	5
岐阜県美術館	岐阜県	9	0	0	9

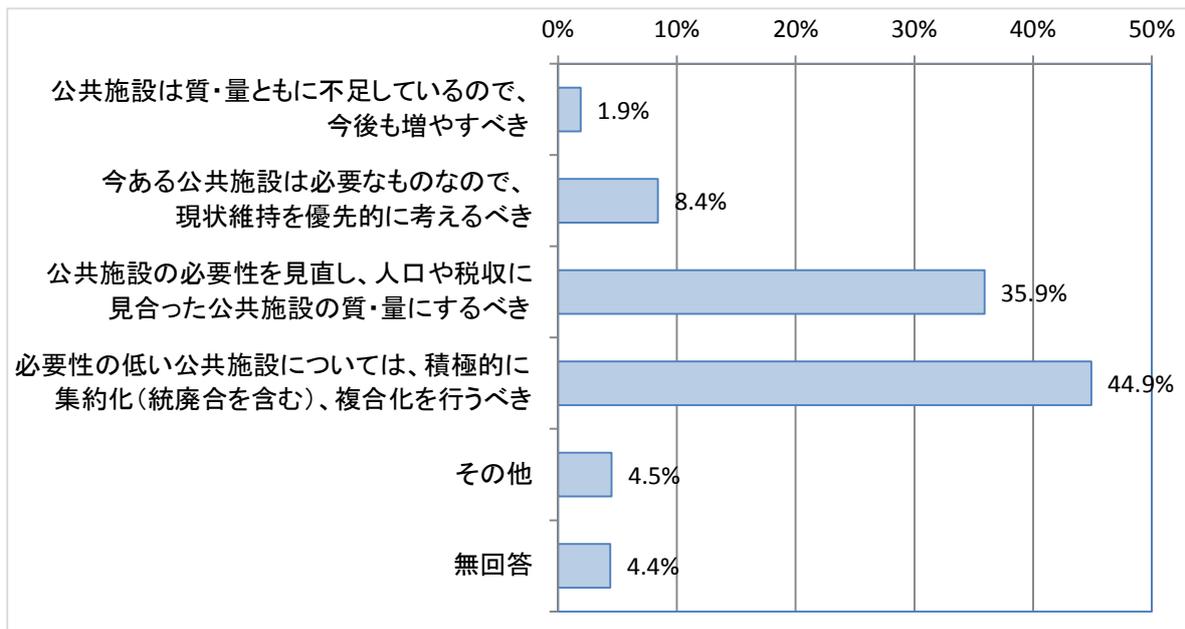
※「ぎふメディアコスモス」は岐阜市立中央図書館を中核施設とする複合施設であり、本計画では図書館利用が主に占めると想定しました。

## ②公共施設マネジメントの取組の方向性

▼公共施設マネジメントの取組の方向性については、「必要性の低い公共建築物については、積極的に集約化（統廃合を含む）、複合化を行うべき」が44.9%と最も高く、次いで「公共施設の必要性を見直し、人口や税収に見合った公共施設の質・量にするべき」が35.9%となっており、見直しを進めるべきとする意見が8割以上を占めています。

▼ただし、「公共施設は質・量ともに不足しているので、今後も増やすべき」は1.9%、「今ある公共施設は必要なものなので、現状維持を優先的に考えるべき」が8.4%を占め、約1割が、現在の公共建築物の維持、あるいは拡充を求めています。

公共施設マネジメントの取組の方向性



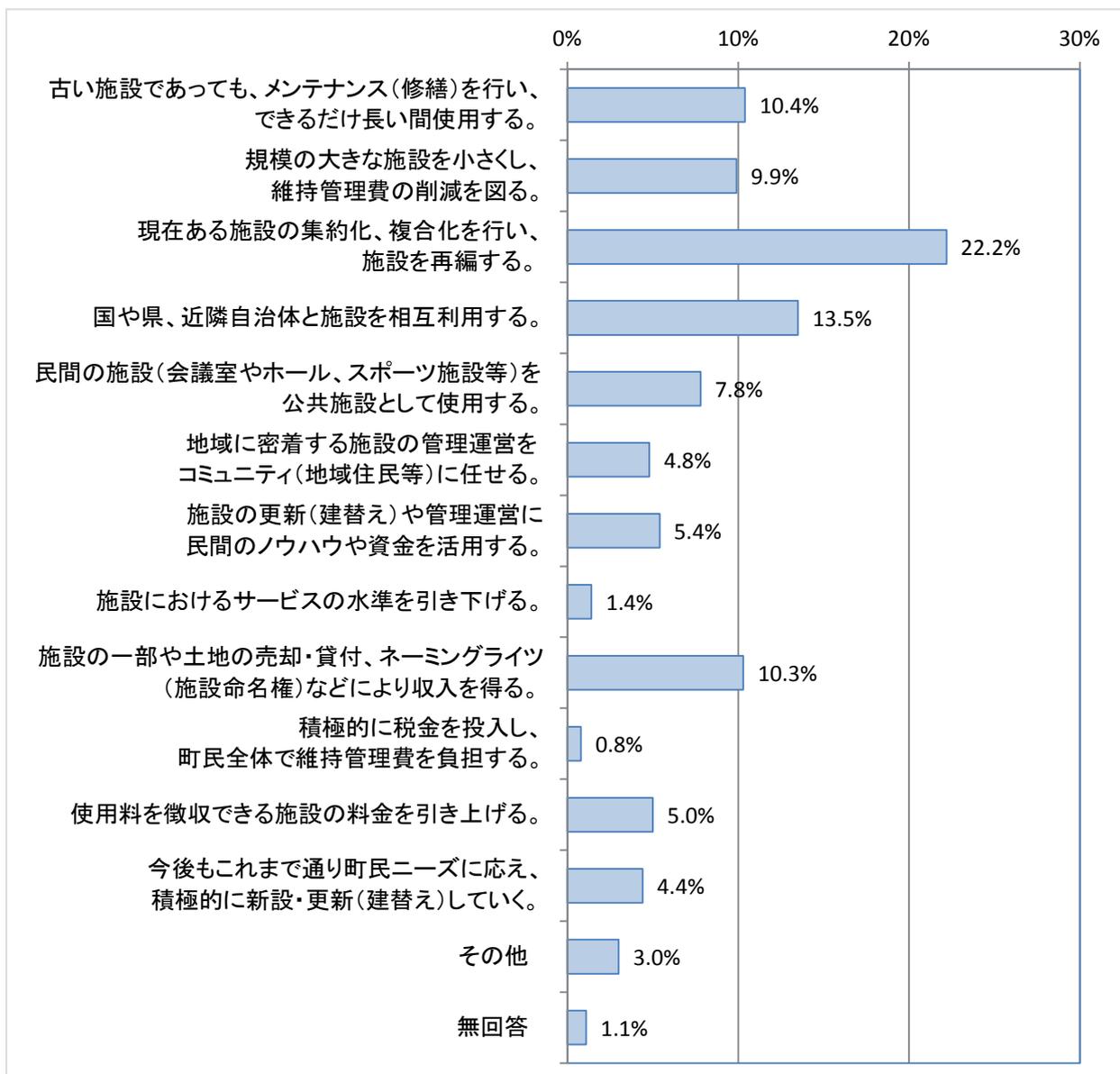
③公共建築物を適切に維持管理・運営するために実施すべき施策

▼公共建築物を適切に維持管理・運営するために実施すべきとする施策については、「現在ある施設の集約化、複合化を行い、施設を再編する。」が 22.2%と最も高く、次いで「国や県、近隣自治体と施設を相互利用する。」が 13.5%となっており、公共建築物の数を縮減することに対しては肯定的に捉える人が比較的多いことがうかがえます。

▼ただし、「古い施設であっても、メンテナンス（修繕）を行い、できるだけ長い間使用する。」が 10.4%、「施設の一部や土地の売却・貸付、ネーミングライツ（施設命名権）などにより収入を得る。」が 10.3%となっており、現在の公共建築物の維持に努めるべきとする意見も目立ちます。

▼なお、「施設におけるサービスの水準を引き下げる。」が 1.4%と低く、サービス水準が下がることに対しては、抵抗感を持っている人が多いことがうかがえます。

公共建築物を適切に維持管理・運営するために実施すべき施策

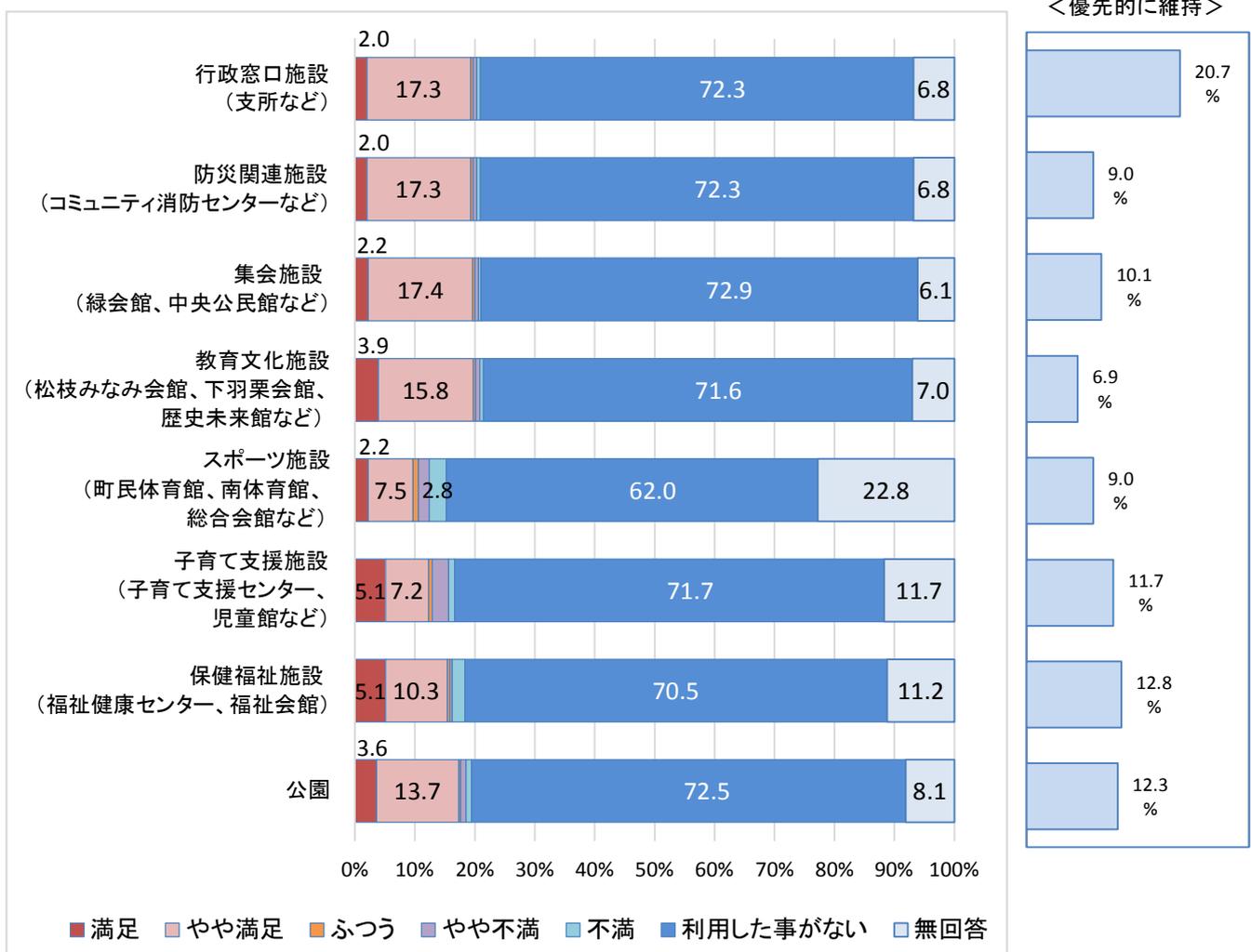


#### ④公共建築物の満足度と優先的に維持すべき機能

▼機能別の公共建築物の数・サービス水準の満足度については、いずれの公共建築物も「満足」と「やや満足」をあわせた『満足傾向』が、「不満」と「やや不満」をあわせた『不満傾向』を上回っています。その中で、「スポーツ施設」と「子育て支援施設」が他の公共建築物と比較し、『満足傾向』が若干低いのが目立ちます。

▼優先的に維持すべき機能（優先度）については、「行政窓口施設」が20.7%と最も高く、次いで「保健福祉施設」が12.8%、「公園」が12.3%の順で高くなっています。なお、『満足傾向』が低かった「スポーツ施設」と「子育て支援施設」の優先度はそれぞれ9.0%と11.7%となっており、他の公共建築物の優先度と余り大きな差はありません。

公共建築物の満足度と優先的に維持すべき機能

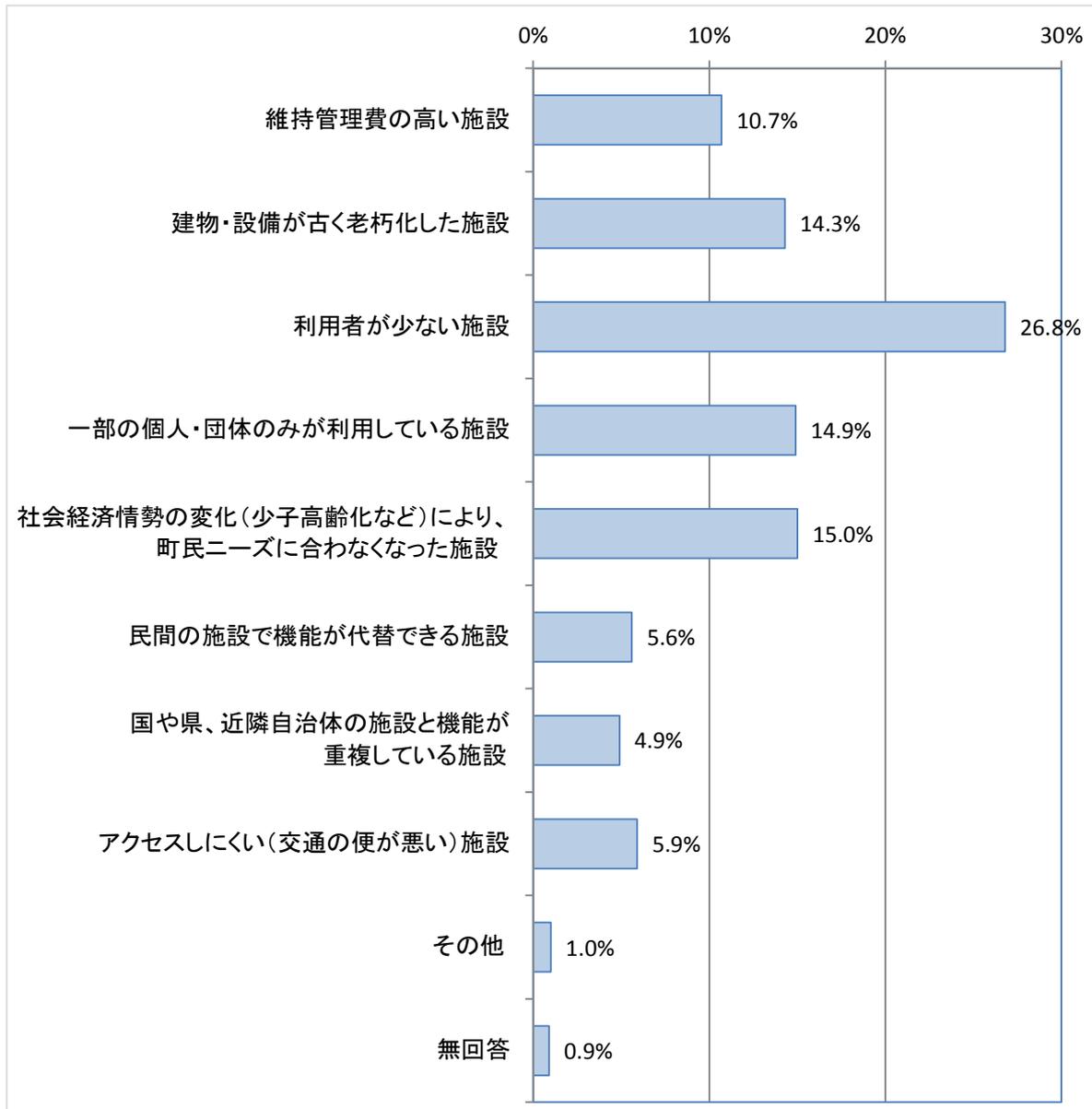


小数点以下の端数処理により、比率の合計が100%にならない場合があります。

### ⑤見直すべき公共建築物の基準

▼将来的に公共建築物を見直すことになった場合の見直すべき基準については、「利用者が少ない施設」が 26.8%で最も高く、次いで「社会経済情勢の変化（少子高齢化など）により、町民ニーズに合わなくなった施設」が 15.0%、「一部の個人・団体のみが利用している施設」が 14.9%、「建物・設備が古く老朽化した施設」が 14.3%となっています。

見直すべき公共建築物の基準



⑥集約化あるいは複合化を望む公共建築物

▼集約化あるいは複合化を望む公共建築物として上げられた上位 10 施設は、下表のとおりです。

▼自由回答をみると、全体的に近隣の公共建築物との統合を望む意見が多くなっています。

▼老朽化した公共建築物についても集約化や複合化を望む意見もあります。

▼近隣の施設で代用可能といった意見のある公共建築物もあります。

▼“必要性を感じない”といった意見のある公共建築物もあります。

集約化あるいは複合化を望む公共建築物(上位 10 施設)

公共建築物の名称	回答数
下羽栗会館	20
松枝みなみ会館	18
米野会館	15
厚生会館	14
児童館	14
スポーツ交流館	12
福祉会館	12
子育て支援センター	11
歴史未来館	11
杉山邸	10

⑦機能の充実を図るべき公共建築物

▼機能の充実を図るべき公共建築物として上げられた上位 10 施設は、下表のとおりです。

▼「中央公民館」「児童館」「町民体育館」は“老朽化のため”、「福祉健康センター」や「火葬場」は“高齢者の増加が見込まれるため”、「各公園」や「笠松みなと公園」は“遊び場や憩いの場を増やすため”、「図書室」は“施設規模が小さく蔵書も少ないため”、「子育て支援センター」は“子育て支援強化のため”、「庁舎・本庁」は“町の拠点施設のため”といった意見が目立ちます。

機能の充実を図るべき公共建築物(上位 10 施設)

公共建築物の名称	回答数
中央公民館	35
児童館	20
各公園	13
町民体育館	13
福祉健康センター	12
火葬場	10
各庁舎	9
笠松みなと公園	9
図書室	9
子育て支援センター	8
庁舎・本庁	8

※集計上、重複するため 11 施設となっています。